

するに至らずして現在に及んだのであります。本聯盟も提唱組合より協議會參加の勸誘に投じたのでありますが、從來の歴史と、官業労働組合たるの特殊的環境とに鑑みて、直ちに參加することの困難なることを思ひ、主意には賛成なるも遺憾ながら希望に沿ひ難き旨を回答して參加を保留した次第であります。けれども、本聯盟は分裂戦線の現状をもつて決して満足するものではありません。寧ろ、必然と可能との上に計畫される組合統一運動に對しては積極的に其の達成を支持するの誠意を有すると共に、また之れが主動者たることをも敢て辭さないであります。只、空想的な統一運動と、情實に偏した合同論とは却つて事實上の統一を不完全にするものとして絶対に避けなければならぬと信じます。

政治運動の分野に對しては、本聯盟の直接的に關係する所は甚だ少ないのであります。各加盟組合所在地に於ける地方無産政黨の事實上の支持団体たることに於て、これが推進力としての任務は絶えず果しつゝあります。即ち本年四月、労働代表一行の渡歐見送りの機會に神戸市に開催せる中央委員會は、無産政黨合同問題を協議して、合同の目標を社會民衆黨としその時期を凡そ本秋中と申合せたのであります。而して更に、七月三十一日島田労働代議團の歸朝に際して、下の關市に開催せる中央委員會は、合同の意志表示を積極的に社會に聲名し、具体的にその實現に向つて進んだのであります。併し、聯盟の執行機關と、政黨のそれとは自ら別個のものである關係上、聯盟の意志表示が直ちに政黨の上に反映することの困難なる事情あり、合同の實現を見る事の出来たのが、十月廿六日これを決定した佐世保民衆黨のみであつたことは遺憾に堪へません。尤も各地政黨の情勢は遂次合同實現の機運に向ひつゝありますのでその完成の日は餘り遠くないものと信じます。

最後に最も光榮ある事柄として報告すべきことは本聯盟の羽翼擴大の事實であります。即ち本年一月第五回大會に於て聯盟加入を申込み、大會の白熱的歡迎のもとにその加入承認を見ました平塚總愛會が、二月には早くもその組織を完成して事實上聯盟の結成に參加し、一組合約七百名を増大すると共に本大會に新しくその代表者を迎へることの出来たことでもあります。尙ほ聯盟は絶えず未組織者に對する組合組織とこれが聯盟加入のことに關して努力しつゝあるのであります。特に艦政本部従業員をもつて組織せられてゐる潮光會の労働組合化とこれが聯盟加入の日の一日も早からんことを全海軍作業廳従業員の統一平和のために特に希ふ次第であります。

二、要求決議事項

労働條件の維持と改善とを目的とする吾等の既往に於ける要求決議事項が、吾等の切實且つ緊急なる問題たる事は申す迄もありませんが、要求の誠意尙ほ海軍當局の聰明に反映する所尠なくして、實現の遅々たることは遺憾とする所であります。本年度中に完全に實現を見る事の出来たものは、工務規則第二十七條ノ二第九號、即ち近親者の服喪に關する件と、遅刻早退者に對する貸錢支給率が從來の十分の二から十分の四に改正せられた二点に過ぎなかつたのであります。

平均賃錢の増額に關しては、昇給行詰まりの當面の處置として海軍當局の所謂「實質上」に於て希望に沿ふ」方法が講せられたのであります。要するに一時糊塗策であつて、根本的解決策に何等觸れてゐないのであります。乍併、昇給問題が事實上行詰まりの状態にあつて薄給者の生活が著しく不安に陥りつゝある事は海軍當局も亦認めてゐる處であります。此際更に一段の努力をもつて要求の貫徹に當れば成功は確心することが出来るのであります。

有給休日制の問題は、勞務の提供をしない休日に給料を要求することの當否に就て海軍當局との間に完全なる意見の一致を見る事が出来ないのであります。その當否の議論は別として、吾々の要求する所は國家の祝祭日に對して、これが生活の脅威たる弊害を除去し、祝祭日たる眞の意義を全からしめやうとするのであります。現在有給である四大節と同様なるべしと言ふのであります。従つてこれが實現を可能ならしむるためには、特にその点を強調する必要あり「有給休日制」の言葉も「祝祭日有給制」と改むる方が至當ではないかと思はれます。

共済組合法人化は、一時頗る好望なる状態にあるが如く觀察されたのであります。その實現に對して、民間共済組合との均衡上、資本家方面より反對運動ありたるもの、如く、官業共済組合のみの法人化は對議會策上非常に困難らしく觀測されるのであります。けれども、共済組合の本質に鑑みてこれが、資本家の御都合主義による反對のために阻止せらるゝが如きことは斷じて許さるべき事ではなく、殊に當然法人たるべき健康保險組合を代行してゐる官業共済組合は即時、法人化するべきであります。故に本問題に就いては、全官業労働組合の一致せる對策に依つて、關係當局の誠意を叩くと共に、資本家の横暴を抑へなければなりません。

八時間労働制の實現、団体交渉の確立、退職手当制の制定、災害補償制度の確立、最低賃銀制の確立、等は何れも進歩的労働條件の根本をなすものであるにも係らず、その何れに對しても何等見るべき成果のない事は、一に經濟不況の影響であることは謂へ甚だ遺憾であります。就中団体交渉権は、各加盟組合毎に認められつゝあるにも係らず、その聯合体たる聯盟に對して認められないと言ふことは矛盾なりと言はねばなりません。海員組合が、遭難船員手當規定の制定に依つて災害補償制度を確立し、標準給料最低月額を戦ひ取ることに依つて最低賃銀制の基礎を築き得た事實は特に吾々の注意を要する点でありまして、その實例に鑑みるとき國家的大工業たる海軍々需工業に於てこの種の制度の實現の不可能なるべき筈は斷じてないと言はねばなりません。

國際労働條約の批准、國內労働立法の完成等が遅々として進まないことはこれまた甚だ慨歎に堪へない所であります。本件に關しましては、聯盟及び總同盟、海員組合、海員協會、官勞總同盟の間に促進委員會設置の申合せが十一月三日に行はれたのであります。將來これを如何にすべきかは本大會に於て決定したいと思ひます。

其の他工務規則に關する要求事項、即ち中途退場者に對する貸錢支給の件、疾病のため十五週間を超えて休業する場合の